

報 道 発 表

【令和2年11月19日】



尾道市建設部土木課 (担当) 新苗
都市部建築課 (担当) 細谷
電話 [直通] (0848)38-9254
[代表] (0848)38-9111
[内線] 421
FAX (0848)37-2751
E-mail doboku@city.onomichi.hiroshima.jp
〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1

件名	市発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについて
----	-----------------------------

尾道市公共工事において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出（第4条関係）が行われていない案件が判明しました。
このことは、関係法令に対する職員の認識不足が原因であり、今後は、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努めます。

【内容】

尾道市公共工事において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出（第4条関係）が行われていない案件が判明しました。

所管	件数
土木課所管	8件
建築課所管	4件
合計	12件

調査期間 平成26年度から令和2年度 実施中の事業

なお、無届のまま工事を完了した案件を含め、判明案件については、いずれも土壌汚染は確認されておりません。

※ 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出
3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、知事（尾道市の場合は、東部厚生環境事務所長）への届出が必要。

【経緯】

広島県、広島市等で土壌汚染対策法における届出の不備が公表されたことに伴い、尾道市の状況を調査した結果、届出が必要である事業が判明いたしました。

【対応状況】

無届のまま工事が完了した案件を含め、判明案件については、広島県に対して対象事業についての照会を行い、随時届出を実施しているところです。

【原因及び今後の対策】

職員の関係法令に対する認識が不足していたことが原因であり、市民の信頼を損ない深くお詫びいたします。

今後は法令遵守の徹底を図り、再発防止に努めます。

【添付資料】

有 無

【添付資料】

土壤汚染対策法第4条に係る無届出工事一覧表

令和2年11月19日

【土木課所管分】

番号	事業名	場所	土地形質変更面積	着手	完成
土1	平原公園線道路改良事業	栗原町	約3,000㎡	H18	H27
土2	新花繰墓地造成事業	栗原町	約5,500㎡	H27	H27
土3	森金江奥線道路改良事業	向島町～向東町	約38,000㎡	H21	H30
土4	日比崎線道路改良事業	吉浦町	約3,500㎡	H25	R3
土5	堤線道路改良事業	向東町	約6,500㎡	H30	R5
土6	久保長江線道路改良事業	東久保町	約3,500㎡	H28	R4
土7	川尻江奥線道路改良事業	向島町	約14,500㎡	H21	R5
土8	川尻高見山線道路改良事業	向島町	約5,500㎡	H18	未定

【建築課所管分】

番号	事業名	場所	土地形質変更面積	着手	完成
建1	向島中央小学校改築工事	向島町	約6,900㎡	H25	H28
建2	旧三庄小学校解体撤去工事	因島三庄町	約3,300㎡	H27	H28
建3	久保中学校屋内運動場改築工事	防地町	約3,900㎡	H28	H30
建4	因島消防署瀬戸田分署庁舎建設工事	瀬戸田町 鹿田原	約3,200㎡	H28	H29

※ [] は、無届のまま工事が完了した事業。